

社会福祉法人ベタニヤホーム役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ベタニヤホームの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会または評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が同委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、監事を兼ねる評議員選任・解任委員が理事会または評議員会に出席し、かつ、同日に開催された評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員選任・解任委員会の出席に係る報酬は支払わないものとする。また、同日に監事業務を行った場合も同様とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(理事長及び常務理事の報酬)

第7条 理事長及び常務理事は、原則として週1回2時間以内で、法人本部又は施設等において執務を採ることとし、別表4による月額報酬を支払う。なお、執務日がこれを超える時は、第4条の報酬及び前条の出張旅費を加算して支払う。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付則

尚、第7条については平成28年6月3日より実施する。

施行

平成26年11月29日

平成29年 6月13日

附則

この規程は、令和2年11月5日から施行し、令和2年5月1日から遡及適用する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年6月19日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
理事会・評議員会出席報酬等	11,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	6,000円

別表2

名 称	報 酬
役員及び評議員業務報酬等	6,000円
監事監査指導報酬等	11,000円

別表3

旅 費	実 費
宿泊費	実 費
その他	実 費

別表4

役 員	報 酬
理事長及び常務理事	50,000円

(報酬等は、税込金額)